

一般社団法人 雁木のまち再生 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人雁木のまち再生と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、雁木のある町並みの保存と雁木のある家で暮らす人との交流を通して、笑顔あふれる町の再生を目的として、次の事業を行う。

- (1) 雁木町家並びに町並みの調査研究
- (2) 市街地活性化に関するコンサルティング業務
- (3) 建物の改修再生業務
- (4) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業務
- (5) 宿泊施設等の経営
- (6) 飲食店等の経営
- (7) 物品販売及び販売受託業務
- (8) 地域文化の発信と啓発業務
- (9) 前各号に付帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び賛助会員

(社員及び賛助会員の資格)

第5条 当法人は、社員及び賛助会員をもって構成する。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人所定の様式による入会申込みをした個人または団体とする。

(経費等の負担)

第6条 社員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員及び賛助会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員の除名)

第8条 当法人の社員が、次のいずれかの事由に該当するにいたったときには、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損したとき
- (2) 当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 社員としての義務に違反したとき

(資格喪失)

第9条 社員及び賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所を記載した「社員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「社員・賛助会員名簿」に記載した住所に宛てて行うものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬額等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
2 一般法人法第49条2項の決議は、社員の半数であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。
(1) 理事2名以上。

- (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2 代表理事は、理事会の決議をもって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

- 第36条 基金の返還に係る債権には、利息を付さない。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還にかかる債権は、社員総会の承認を得なければ、譲渡、質入れ及びその他お処分をすることはできない。
 - 4 基金の返還にかかる債権の債権者は、当法人について破産手続、民事再生手続、その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金は、当法人が解散するときまで返還せず、基金の返還は、社員総会で承認された財産目録及び貸借対照表に従って、当法人のその余の債務を弁済した後に清算人が行う。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において、債務(基金の

返還に係る債務を含む。)を完済した後に残余財産があるときは、解散の時に於いて基金の返還に係る債権の債権者であったものに対して、その債権額に応じて残余財産を分配する。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年4月30日までとする。

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 関 由有子
設立時理事 PHILLIPS CHRISTOPHER
(フィリップス クリストファー)
設立時理事 岩 野 秀 人
設立時監事 渡 辺 佐千雄
設立時代表理事 関 由有子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 新潟県上越市南城町3丁目2番18号

設立時社員 関 由有子

住所 東京都北区堀船2丁目7番12-301号 HKビル

設立時社員 PHILLIPS CHRISTOPHER

(フィリップス クリストファー)

住所 新潟県上越市木田2丁目15番9号

設立時社員 岩 野 秀 人

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款は、一般社団法人雁木のまち再生の現行定款に相違ない。

令和 4年1月1日

一般社団法人 雁木のまち再生

代表理事 関 由 有 子

賛助会員規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人雁木のまち再生(以下、「本会」という。)定款第5条の規定に基づき、本会の賛助会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会の賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事長が決定する。

- (1) 本会の目的に賛同するものであること。
 - (2) 本会の賛助会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
 - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
- 3 入会者については、賛助会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(種別等)

第3条 本会の賛助会員の種別は下記のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員
- (2) 団体賛助会員

(会費)

第4条 入会者は、入会后すみやかに賛助会員会費規程の定めるにより、会費を支払わなければならない。

(退会等)

第5条 賛助会員は、定款第7条に規定するとおり、いつでも退会することができる。

2 賛助会員は、賛助会員会費規程に定める会費を請求のあった日から1年以内に支払わない時は、退会したものとみなすことができる。

3 退会した会員がすでに支払った当該会計年度の会費については返還請求をすることができない。

4 退会会員については、会員名簿から直ちに削除する。

(変更)

第6条 この規定は、定款第17条の規定により、社員総会の決議により変更することができる。

附則 この会員規定は、令和4年1月1日から適用する。

賛助会員会費規程

一般社団法人 雁木のまち再生

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人雁木のまち再生(以下、「本会」という。)定款第5条の規定に基づき、本会の賛助会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 本会の年会費は、賛助会員の種別に応じて、以下のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 年 一口 2千円
- (2) 団体賛助会員 年 一口 2万円

2 年度の中で入会した賛助会員の会費は、原則として月割として入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(納付)

第3条 会費は、毎年5月に当年度分を前納するものとする。

(変更)

第4条 この規定は、定款第17条の規定により、社員総会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、令和4年1月1日から適用する。